

職業能力開発に関する調査業務について、次のとおり公募型プロポーザルにより委託業務の受託者を選定しますので、公告します。

令和4年5月17日

奈良県知事 荒井正吾

1. 業務の内容

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 業務名 | 職業能力開発に関する調査業務 |
| (2) 業務内容 | 別添「職業能力開発に関する調査業務委託仕様書」記載のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から令和4年9月30日（金）まで |
| (4) 委託上限額 | 2,444,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |

2. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宗教法人法第2条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (3) 政治資金規正法第3条に規定する政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (5) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (6) 物品購入等にかかる競争入札の資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示425号）による競争入札参加者で、営業種目大分類「Q役務の提供」、中分類「4検査・分析・調査業務」、小分類「③調査分析業務」に登録している者であること。
- (7) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (8) 国又は地方公共団体等と同種かつ同等規模であると認められる契約を入札の日から起算して過去5年以内に締結している者であること。
- (9) この公告に示した調達役務を確実に履行し得る者であること。

3. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (2) 提案に参加する資格がない者が提案したとき
- (3) この企画提案に対して、複数の提案をしたとき
- (4) 提出のあった提案書等について、契約上限額を超える見積を提案したとき
- (5) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (6) 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、金額を訂正した見積をしたとき、その他提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (7) その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

4. 手続等

(1) 担当部局

奈良県 産業・観光・雇用振興部 雇用政策課 能力開発係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎主棟6階
電話：0742-27-8834（ダイヤルイン）

(2) 実施要領等の交付期間等

①交付期間 令和4年5月17日（火）から令和4年6月6日（月）まで
（土日及び祝日を除く平日の午前8時45分から午後5時まで）

②交付場所 (1)に同じ

なお、実施要領等は奈良県雇用政策課のホームページにも掲載します。

(3) 参加申込書の提出期限等

①提出期限 令和4年5月31日（火）午後5時まで

②提出先 (1)に同じ

③提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）による。
持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の午前8時45分
から午後5時まで。
郵送の場合は、令和4年5月31日（火）午後5時までに必着。

④提出部数 1部

(4) 企画提案書の提出期限等

①提出期限 令和4年6月7日（火）午後5時まで

②提出先 (1)に同じ

③提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）による。
持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の午前8時45分
から午後5時まで。
郵送の場合は、令和4年6月7日（火）午後5時までに必着。

④提出部数 正1部 副8部（副には事業所名を記載しないでください）

(5) 企画提案書の審査（受託者の決定）

公募型プロポーザル選定審査会（プレゼンテーション）を開催し、優秀提案者を1
事業者選定します。

開催日時 令和4年6月上旬（予定）

なお、詳細については参加申込書の提出後、企画提案書の提出に対する要件を満
たしたと判断された者に対して改めて通知します。

5. その他

(1) 企画提案に係る費用は、応募者の負担とします。また提案書は返却しません。

(2) 詳細は、「職業能力開発に関する業務委託公募型プロポーザル実施要領」等に
よります。